

## 「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の概要について

### 1 改正の趣旨

令和2年7月14日に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議で決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）を踏まえ、在留外国人の業種別・職種別・在留資格別・地域別等の就労状況を正確に把握し、就労に関する統計の充実・活用を図るとともに、適切な在留管理を更に推進するため、在留諸申請に係る申請書の記載欄を整備する必要がある。また、在留資格変更等の諸申請については、現に申請人を受け入れている機関の職員に加え、就職又は入学予定先等申請人を受け入れようとする機関の職員による取次ぎを認めても問題はなく、審査業務の効率化及び在留外国人の利便性向上にも資することから、出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「規則」という。）について所要の改正を行うものである。

### 2 改正の概要

#### (1) 在留諸申請に係る申請書の記載欄の整備

##### ア 就労系在留資格に係る申請書への統一した業種・職種欄の新設

総合的対応策に基づき、在留外国人の就労状況を正確に把握するため、就労系在留資格（在留資格「技術・人文知識・国際業務」等）に係る在留資格認定証明書交付申請書等の様式全てに別紙「業種一覧」及び「職種一覧」を追加し、申請者が選択方式で記載する仕様とする。

##### イ 職業紹介事業者欄の新設等

総合的対応策に基づき、悪質な仲介事業者（ブローカー）を排除し、適切な外国人の受入れがなされるよう、職業紹介を行った事業者の情報を把握するため、特定活動等に係る在留資格認定証明書交付申請書に新たに職業紹介事業者を記載することとする。また、留学に係る在留資格認定証明書交付申請書において、現行の規則では日本語教育機関に留学しようとする場合のみ仲介業者等を記載することとしているが、全ての教育機関への留学予定者に対して仲介業者等を記載する仕様に修正する。

##### ウ その他適切な在留管理を行うための申請書記載欄の整備

#### (2) 在留諸申請の取次ぎに係る規定の明確化

現に申請人を受け入れている機関の職員に加え、就職又は入学予定先等申請人を受け入れようとする機関の職員による取次ぎが可能であることを明確に規定し、その他所要の規定を整備する。

### 3 今後の予定

公布日：令和3年2月下旬（予定）

施行日：令和3年3月（上記2（2）については公布日と同日）